

公 示

「一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」（平成18年9月29日付け中国運輸局公示第70号）の一部を別添新旧表のとおり改正したので公示する。

令和6年3月26日

中国運輸局長 益田 浩

○「一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業計画変更認可申請事案等の審査基準について（平成18年9月29日付け中国運輸局公示第70号）」の一部改正に係る新旧表

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
<p>制定 平成18年 9月29日 中国運輸局公示第 70号 改正 平成20年 6月30日 中国運輸局公示第 41号 改正 平成21年 9月30日 中国運輸局公示第 87号 改正 平成25年 5月31日 中国運輸局公示第 12号 改正 平成26年 1月27日 中国運輸局公示第 88号 <u>改正 令和 6年 3月26日 中国運輸局公示第131号</u></p>	<p>制定 平成18年 9月29日 中国運輸局公示第 70号 改正 平成20年 6月30日 中国運輸局公示第 41号 改正 平成21年 9月30日 中国運輸局公示第 87号 改正 平成25年 5月31日 中国運輸局公示第 12号 改正 平成26年 1月27日 中国運輸局公示第 88号</p>
<p>公 示</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業計画 変更認可申請事案等の審査基準について</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更認可申請等の審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成18年9月29日</p> <p style="text-align: right;">中国運輸局長 神谷 俊広</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 事業計画の変更の認可（道路運送法（以下「法」という。）第15条第1項） (1) 一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準（平成18年9月29日付け中国運輸局公示第69号。以下「新規許可審査基準」という。）2.～8.、10.の定めるところに準じて審査する。<u>なお、新規許可審査基準9.（1）の規定により、区域運行の態様に限定して許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者による他の運行の態様の追加に係る事業計画の変更の認可申請については、前段に加えて、新規許可審査基準9.（1）の定めるところに準じて審査する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2.～9. (略)</p> <p>附 則（平成18年9月29日） 1.～2. (略)</p> <p>附 則（平成20年6月30日） (略)</p> <p>附 則（平成21年9月30日）</p>	<p>公 示</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業計画 変更認可申請事案等の審査基準について</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更認可申請等の審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成18年9月29日</p> <p style="text-align: right;">中国運輸局長 神谷 俊広</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 事業計画の変更の認可（道路運送法（以下「法」という。）第15条第1項） (1) 一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準（平成18年9月29日付け中国運輸局公示第69号。以下「新規許可審査基準」という。）2.～8.、10.の定めるところに準じて審査する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2.～9. (略)</p> <p>附 則（平成18年9月29日） 1.～2. (略)</p> <p>附 則（平成20年6月30日） (略)</p> <p>附 則（平成21年9月30日） (略)</p> <p>附 則（平成25年5月31日） (略)</p> <p>附 則（平成26年1月27日）</p>

(略)

附 則 (平成25年5月31日)

(略)

附 則 (平成26年1月27日)

(略)

附 則 (令和6年3月26日)

この審査基準は、令和5年12月28日以降に申請を受け付けるものから適用する。

(略)